# 訴えを却下する」

8月18日津地裁

に問題がなかったことを裁判所が に「提訴期間については、裁判所の あるとして訴えた裁判の判決言い 裁判が開始されたのは、 の理由で原告の訴えを退けました。 提訴できる期間を過ぎている」と 渡しが8月18日、津地方裁判 認めたからだ。それを今さら持ち 釈明要求にきちんと答えている。 所でありました。判決は「裁判を に無償で貸し与えることは不当で 佐倉さんはテレビ局のインタビュー 直ちに裁判所前で抗議の集会。 市民のための公園を一企業の為 提訴期間

に加担するものと言わざるを得ない 判決はサッカー場建設の是非に触れて と答えました。 であり、当然控訴することになるだろう。 認められたわけではない。不当な判決 おらず、この判決で行政側の正当性が 出すのは、きわめて不当であり行政側

ずか3分で裁判は終わった。肩すか た。「緊張して判決を待ったが、わ 裁判の傍聴には20名が参加しまし

ということか」「あの裁判長、初め

から結論は出ていたんじゃないの?」

結局裁判所も県の側に立っている

「裁判って思うようにはいかないね。

中日新聞 8月19日



判官はちゃんと調べたんだろうか? て判断した結果がこれなのか。 しをされた感じだ」「半年もかかっ

傍聴に駆け付けた人々がインタビュ を見守りました

TV局のインタビューに答える原告団 左から内田さん、佐倉さん、橋詰さん

スタジアム訴訟 原告市民ら敗訴

年の森」で進めるスタジア は十八日、原告の訴えを却 民が県に建設許可の取り消 ゲッターズの運営会社が鈴 トする判決を言い渡した。 原告側は控訴する方針 しを求めた訴訟で、津地裁 ム建設を巡り、反対する市 JFL)の鈴鹿ポイント スタジアムの設置許可は 市の県営公園「鈴鹿青小 日本フットボールリーグ ら三人。スタジアムは二月 と懸念する「鈴鹿青少年の 成を予定している に着工し、来年二月末の完 森を愛する会」の共同代表 る」と指摘。原告が提訴 いることから「訴えは不適 能な六カ月の期間を越えて たのは今年二月で、 で公園の自然が破壊される 原告は、スタジアム建設

出したものとし「原告は市 同チームの運営会社と協定 民とはいえ、第三者に当た は争う姿勢を示し、訴訟で 使用料の減免とともに昨年 を結んだ市が申請し、 長は、建設許可は県が市 るのかなどが争われた。 八月までに許可した。県側 は原告に提訴する資格があ 判決理由で竹内浩史裁判

> 中日新聞の見出しは「敗訴」と書いて すが、間違いです。本文中にあるよう 原告の訴えを却下」つまり審議す く(提訴期間が過ぎているからと)門 いしたのです。市民の訴えの中身を

には「判決は1時30分と聞いて

やってきたら、もう終わってた。

などと口々に語っていました。

と残念がる人も。この方には判決

味することを避け、結果として県を助け

2022年8月24日

# 午の森を愛する会通信 No.14

編集·発行 萩森繁樹 〒513-0012 鈴鹿市石薬師町354 090-4269-0965

ていませんでした。 の時間が変わったことが伝わっ





ませんでした。 夬です。忖度が働いたのでしょうか

ました。その釈明は準 について 訟適格性と②出 的であります。 裁判官がいったん問題 されたことを理由に、 告人から同じ質問が りました。 たことで 裁判が始ま ないことを認められ 備書面1で行い、 ②の釈明を求められ 求釈明書により① 官 益を侵害され 活動によって権利・ 目的は、 件訴訟といわれ、 それにも関わらず被 行政 裁 訴 の制約があり、 救済を図るの この訴訟には、 か .. ら 判 訟 訴訟は行政 違法な行 今回の裁判判決の た国 1 その 問題 訴 民 政 事 期 訴 目 利 ます。 違法 られなかったというこ が する会代表 り、控訴は必然であ 時に憲法 0) を 鈴 を侵害する判決であ 欠くものであります。 訴期日を持ち出して、 ないと認めた②の これは県行政の政策 中立性と公平性を 正しいことを認 鹿 したことは、裁判官 青少年の 行政活動 わず、提訴を却 0) 佐 国 倉 [民主権 の審議 森 なるも とにも のであ 邁 を愛 ま 提 同

# 判決は県の主張が正しいとは言っていない

# 伊勢新聞、三重テレビが正確に報道

もいいというわけではないのである▼Jリ だが、一見知事は指定基準を見直しを示唆 分を知った日から六カ月を経過すると提訴 れに対し、県は「鈴鹿市はサッカー以外の 考えている」▼もう少し、まじめなコメン が「県の主張が認められた。妥当な判決と 訴えを却下したことに対し、一見勝之知事 頼を得られないということだろう。 選挙に勝つためにはどんな団体とつるんで 性の争点は依然、 できないとしていることで、請求を却下し は公益性がなく違法」と主張している。こ ある公園を一営利事業者に無料で貸すこと ているのは県、 した。行政は、何でもありではいけない。 鹿を県強化チームから外したのはそのため ら運営方法で何千万円も脅し取られ、Jリ 補助金供与だったらどうなるか。元役員か 営会社への計画支援が無償貸与ではなく、 トができないものか。訴状は「公共用地で にする▼県競技力向上対策本部がJFL鈴 役員の一掃を求めた上、補助金は一時停止 イベントの開催や、 グが失格を決めたのは県、 グから失格処分を受けた場合、最低でも ていて公益上有益」 大観小観 ▼県の主張の何が認められたのか。公益 提訴できる期限を過ぎているとして 与は違法として市民団体が知事ら (JFL) の鈴鹿ポイントゲッ 市の公益性でもある。 結論がでないままだ。運 防災面での活用も検討 行政事件訴訟法が処 などとして、 鈴鹿市の支援

18日夜の三重テレビは「公園利用者の意見を無視し、議会も通さず市長と知事と業者の3者で決めたことが公園利用者の主権侵害にあたると訴因した。不満というより争点にふれていない」という佐倉さんのインタビューを報じました。



23日付伊勢新聞。「県の主 張が認められた」という一 見知事のコメントに対し、 「もう少し真面目なコメント ができないものか」「公益 性の争点は依然、結論がで ないままだ」と批判してい ます。

ていきます。 しい運動を創っ 対に守り抜きま 少年の 方針を決め、新 なで話し合って 意見も飛び出 しました。みん 森は絶

率直な意見交 運動についての をしようなどの 自動車パレード 100台の

動の後、裁判と

ぞのアピール行動をおこないました。行

前で裁判の報告と不当判決にめげない

判決の翌朝8時30分、鈴鹿市役所

メッセージ 野鳥たちからの

ました。「野鳥たちからのメッ ナーです。特技を生かして つけたというKさんは稲牛 チラシを見て裁判に駆け

がすてきです。「私の得意 持っている人たちがまだま の知らないところで関心を ありがたい申し出。私たち 切らないで」のキャッチコピー なくなるから森の木々を ポスターを作ってくれてい 事をお手伝いできたら」と なことで、みなさんのお仕 セージを代筆します。棲め 1丁目に住むプロのデザイ

# 夏のアピール行動第2弾

棲めなくなるか 8

森の樹々

止めましょう。

て、市長と業者の手を

いっしょに、周りに広げていただい

4

七刀

鈴鹿青少年の森を愛する会

繁楠

よろしくお願いします。

鈴鹿青少年の森の赤いキノコ

「赤いキノコ」さんより上記の封筒がポスト れていました。「裁判、よろしくお願いします」と 書かれていて中には1万円札が。赤いキノコさん、 ありがとう。貴重なキノコの森、必ず守ります。

野鳥たちからのメッセージ

を代筆します



8月14日サ キット交差点で20人 が道行く車や人にアピールしました。



たちもまだまだ応援します、と。 出たんじゃないんですね。わたし さい、と言われます。まだ、結論 見も謙虚に聞いて是非勝ってくだ で相談もし、専門家や法律家の意 運動も大変でしょうが、みなさん

運動は続きます

と言えます。2月9日の工事看 は全く始まっていません!森は守 フェンス張りから3カ月余、工事 立てから6か月、5月9日の工事 す運動はまだまだこれからが本番 に森を守り、市政のおかしさを正 すそ野を広げ、若い人たちと共

られています。 闘いはこれからです。どうぞ、ご

# 運動はこれからが本番 森を守り、市政を正す

# 心配の声かけ

それなりに争点や裁判長対策など 顔をしてくださいます。控訴審は と言いますとみなさんホッとした 独りよがりで裁判長の悪口ばかり 裁判のことを聞いてくださいます。 言えませんが、高裁に「控訴」した 顔を見るとみなさん心配そうに

鈴鹿青少年の森

Aコース 2,400m



からの流れと、サッカースタジアム建設予定 カワセミがよく見られる希望の池、 よると、道伯池に流れ込む水路はふたつある 鈴鹿青少年の森の場所・地図 からの流れがある。 友情の池

てみて欲しい。 この流れを破壊すれば、 どうなるか想像

ありきの構想が出来るなと思う。 辺りは湧水がしみ出す丘陵の地形であるこ 通っていてその先のことは分からないが、この この水路2の流れはサーキット道路の下を そんなことも知らずよくスタジアム建設

このスタジアムの問題は、鈴鹿青少年の 鈴鹿市が当事者として責

2.0km

も中の土地への鈴鹿市の管理責任は発生しま です。 任を問われる局面になってからがむしろ本題 が非常に大きいので、 政手続きの妥当性・正当性・適法性に因る問題 撤退するって非常事態に加えて市長選挙も近 木を切る・切らない以前に、鈴鹿市における行 **すから、何らかの結論は出さざるをえないんじゃ** いですし、フェンスで囲ったままで塩漬けにして 協定を結んだノーマーク社がクラブ経営から

(地図ナビ)に という理由で却下。とは言え、この裁判の過程 引き出せたのは小さくない。 で三重県から「全責任は鈴鹿市」という主張 は、取り消し訴訟ができる期間を経過していた 県に公園の使用許可の取り消しを求めた訴訟 めているスタジアムに対して、市民団体が三重

間は鈴鹿市に対して法的な責任を問うたり住 責任を負う形ながらも市に支出が発生しない からだったりしますから。 ムなので、市の責任が大きく問われるのはこれ 民訴訟を起こせないという結構たちの悪いスキー このスタジアムの建設スキームは、鈴鹿市が全

森の

ないですか。

鈴鹿市と鈴鹿ポイントゲッターズが建設を進

アクションに参加してみえます。 ただいています。森を守りたい人は、 あっても、信念は貫いて共に行動して 分の思いを考えて考えてことばにして くださる姿に私たちは力強い勇気をい してくださるこの方。公的なお立場が 鈴鹿青少年の森で何度も植物の話を 自



させていただいています。

たしたちも頑張らねばと思 みも。萎えそうになるとき、

はみなさんの意思の現れ。 ます。じわじわと増える署名 月初め市長に確実に届けてい ただ今1万1131筆。 だまだお送りください。 (2022年8月24日現在) 署名は月末に集計して、次の

某氏@3回目のワクチン・・・さん

森に行くと署名をこっそり置いて

くれていたり、萩森さんの自宅

ンパが入ります。銀行振り込 のポストには署名や匿名のカ